



国家資格 厚生労働省認定施術所 整体・マッサージ協会



News Release

平成29年5月26日

法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術は慎重に

消費者庁には、「整体」、「カイロプラクティック」、「リラクゼーションマッサージ」などの法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術で発生した事故の情報が、1,483件¹寄せられています(平成21年9月1日から平成29年3月末までの登録分)。そのうち、治療期間が1か月以上となる神経・脊髄の損傷等の事故が240件と全体の約16%を占めています。

これらの施術を受ける際は、以下の点に気を付けましょう。

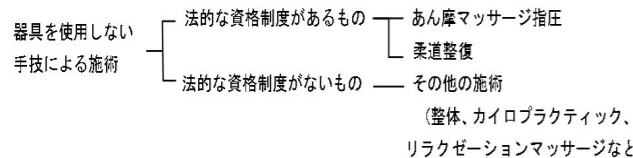
- 1) 疾病がある方は施術を受ける前に医師に相談しましょう。
- 2) 情報を見極めて、施術や施術者を慎重に選びましょう。
- 3) 施術を受ける際は、施術者に自分の体調や希望をしっかりと伝えましょう。
- 4) 施術を受けた後で異常を感じた場合は、すぐに施術を受けた施設や運営者に伝え、なるべく早く医師に相談しましょう。
- 5) トラブルの解決が困難な場合は、お近くの消費生活センター等に相談しましょう。

1. 法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術について

器具を使用しない手技による施術で、日本で行われているものは、「あん摩マッサージ指圧」や「柔道整復」といった法的な資格制度がある施術と、法的な資格制度がない施術の2つに大別されます。

「あん摩マッサージ指圧」及び「柔道整復」は、法的な資格制度がある施術であり、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において3年以上の教育を受け、国家試験に合格した者のみ業として行うことができ、施術所を開設する場合は、所在地の都道府県知事に届け出なければならないとされています。

一方、法的な資格制度がない施術には、医業類似行為とされる、①いわゆるカイロプラクティック療法(以下「カイロプラクティック」といいます。)²や②いわゆる整体(以下「整体」といいます。)³などと、③心身の緊張を弛緩させることを目的としたリラクゼーションマッサージなどがあります。医学的観点から人体に危害を及ぼす可能性のある施術は禁止されていますが、その施術内容は事業者によりまちまちです。厚生労働省では、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為については、「医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれがあれば禁止処罰の対象にすること」、また、いわゆるカイロプラクティック療法については、「禁忌対象疾患の認識」、「一部の危険な手技の禁止」、「適切な医療受療の遅延防止」等の取扱いをすること定めています。



2. 消費者の皆様へ

「整体」、「カイロプラクティック」、「リラクゼーションマッサージ」などの法的な資格制度がない施術を受ける際は、以下の点に気を付けましょう。

<施術前>

- 1) 疾病がある方は施術を受ける前に医師に相談しましょう。
 - ・ 疾病(例えば:心疾患、けい椎脊索狭さく症、骨粗しょう症など)がある方は、症状によっては、施術によって症状がひどくなってしまう場合もあります。施術を受ける前に医師に相談しましょう。
- 2) 情報を見極めて施術や施術者を慎重に選びましょう。
 - ・ 施術には有資格のあん摩マッサージ指圧及び柔道整復もあり、あん摩マッサージ指圧の国家資格を持っている人は、資格証などで確認できます。
 - ・ 法的な資格制度がない手技を含むいわゆる「統合医療」は多種多様であり、玉石混交とされています。施術を受ける前によく情報を見て判断しましょう(情報を見極めるためには厚生労働省の「統合医療情報発信サイト」にある「情報を見極めるための10か条」なども参考になります。)

<施術中>

- 3) 施術を受ける際は、施術者に自分の体調や希望をしっかりと伝えましょう。
 - ・ 今までの既往症や現在の体調について、また、どのような施術を受けたいのかなどを、施術者にしっかりと伝えましょう。継続して施術を受ける場合は、現在の体調等とともに、前回の感想などを伝えることも大切です。
 - ・ 施術中に不安な事があれば、その場で確認しましょう。また、痛みや違和感、不快感などを感じた場合は、すぐに施術者に伝えましょう。

<施術後>

- 4) 施術を受けた後で異常を感じた場合は、すぐに施術を受けた施設や運営者に伝え、なるべく早く医師に相談しましょう。
 - ・ 異常を感じた際、「好転反応」などと言われてそのままにしたり、継続して施術を受けたりすると、症状が悪化する場合があります⁴。施術を一旦中止し、医師に相談しましょう。
- 5) トラブルの解決が困難な場合は、お近くの消費生活センター等に相談しましょう。

相談窓口の御案内

◆ 消費者ホットライン(最寄りの消費生活センター等を御案内します。)

電話番号 188(いやや!)

※局番なし

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうを受ける皆様へ

- ◎ 医師以外の方で**あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうを業として行うためには、国家資格が必要である**ことをご存じですか？
- ◎ 現在、健康の保持や病気の予防・治療などのために手技療法などによる様々なサービスを提供する事業者が増えています。
- ◎ これらの中には、**国家資格である「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゅう師」と**、いわゆる整体、カイロプラクティック、リラクゼーション、足裏マッサージなど国家資格制度がない者がおり、利用者の方が国家資格の有無を見分けづらいという声があります。
- ◎ このため、厚生労働省では、国家資格を持っているか見分けることができるよう都道府県を通じて施術所に対し資格情報の掲示などをお願いしています。平成28年4月からは、**国家資格を保有していることを示すため、厚生労働省が(公財)東洋療法研修試験財団に依頼して「厚生労働大臣免許保有証」を発行しています。**

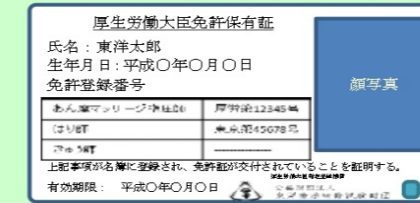
◎施術者が国家資格を持っているかの確認のポイント

施術所の外で確認できるもの

- (1) 施術所の看板等に**国家資格を有する者であることの記載がある**

施術所の中で確認できるもの

- (2) 施術所内に**①保健所に届け出た施術所であることの記載、②免許証又は免許証の内容(資格、氏名、施術者登録番号(又は免許登録番号))を記載した書面の掲示がある**
- (3) 施術者が**ネームプレート(厚生労働大臣免許保有証)を着用している**
※(2)につきましては、各地域で様式が異なることがあります。



◎健康保険(療養費)の適用について

- ・ **健康保険(療養費)は、国家資格の保有者でなければ対象となりません。**
- ・ 国家資格の保有者のいる施術所であっても、実際に施術行為をした者が国家資格の保有者でない場合は、健康保険(療養費)の支給対象とならないのでご注意ください。

◎照会先

- ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関するご相談などは、最寄りの保健所などにご連絡下さい。
- ・ 厚生労働省大臣免許保有証に関するご照会は、(公財)東洋療法研修試験財団(電話:03-3431-8771)にご連絡下さい。

¹ 消費者庁発足以降、事故情報データベースに寄せられた事故情報。「事故情報データベース」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関から「事故情報」及び「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・情報システム(平成22年4月運用開始)であり、事実関係や因果関係が確認されていない事例を含む。件数は本件注意喚起のために特別に精査したもの



厚生労働省

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止について

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止について

医師以外の方が、あん摩マッサージ指圧（はり、きゅう及び柔道整復の施術所等において、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅう及び柔道整復を業として行おうとする場合には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）において、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）においては、柔道整復師免許を受けなければならないと規定されており、無免許でこれらの行為を業として行ったものは、同法により処罰の対象となります。

厚生労働省としても、都道府県等関係機関と連携して、無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止に努めているところであります。

あん摩マッサージ指圧及び柔道整復等の施術を受けようとする皆様におかれましては、こうした制度の内容を御理解いただき、有資格者による施術を受けていただきますようお願いいたします。

厚生労働省医政局医事課

News Release

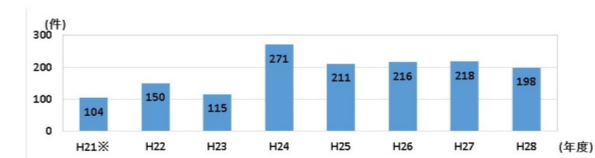
平成 29 年 5 月 26 日



事故情報について

消費者庁には、法的な資格制度がない施術による生命身体への危害の情報⁵が1,483件寄せられています（平成21年9月1日から平成29年3月末までの登録分）。そのうち、治療期間が1か月以上の重症となる事故が240件と全体の約16%を占めています（図1、図2）。

図1. 法的な資格制度がない施術（手技）による事故件数の推移（年度別）（n=1,483）



※平成21年度は9月から

図2. 症状の程度（治療期間）（n=1,483）

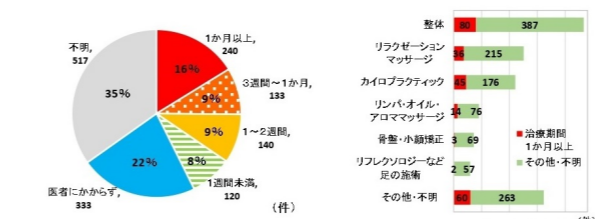
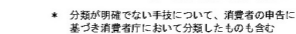


図3. 手技の内容別の事故件数（n=1,483）



* 分類が明確でない手技について、消費者の申告に基づき消費者庁において分類したのものも含む

施術（手技）の内容では、「整体」、「リラクゼーションマッサージ」、「カイロプラクティック」などでの事故が多く、特に「整体」、「カイロプラクティック」などが、治療期間が1か月以上となる事故の割合が高くなっています（図3）。
症状の内訳としては、「神経・脊髄の損傷」が最も件数が多く、他に「擦過傷・挫傷・打撲傷」、「骨折」などの症状が多く寄せられています（図4）。
性別は、事故全体で女性が約8割を占めます。また、年齢は、30歳代から50歳代までの事故が多く、治療期間が1か月以上となる事故は、60歳代以上で発生する比率が高くなっています（図5、図6）。

事故事例

神経を痛めた事例

【事例1】「カイロプラクティック」の施術を受けた直後に肩から指先までしびれが発生し、検査の結果「尺骨神経まひ」と診断されて手術をした。8か月経過後に完治していない。診断した医師が因果関係をはっきり言いきれず、保険補償が受けられない。（事故発生 H27年7月 30歳代女性）

疾病や持病がひどくなった事例

【事例2】けい椎脊索狭小症で通院中だが、痛みを和らげるため自己判断で「整体」にも通った。3回目の骨格調整の施術後、激しい痛みが3週間以上続いた。（事故発生 H27年1月 40歳代男性）

好転反応と言われ、施術を続けて症状が悪化した事例

【事例3】腰痛で「整体院」に行ったが、痛みがひどくなった。施術者に伝えると、好転反応なのでしばらく続けるように言われたが、数回目の施術後、骨盤の痛みがよりひどくなった。会員になりプリペイドカードも購入したが、返金してもらった。（事故発生 H27年7月 50歳代女性）

痛みと伝えたのに施術を続けられた事例

【事例4】腰痛のため、ネットで評判の高かった「カイロプラクティック」の施術を受けた。首をねじられとても痛かったので申し出たが、痛い方が効き目があると言われ、やめてくれなかった。翌日から首がとても痛くなり、整形外科でけい椎がねじられて損傷していると言われた。痛みが5か月以上続いている。（事故発生 H27年10月 40歳代男性）

図4. 症状の内訳（n=1,483）

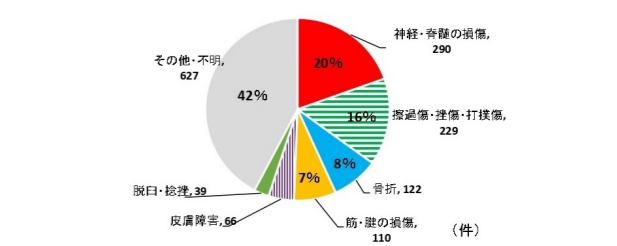
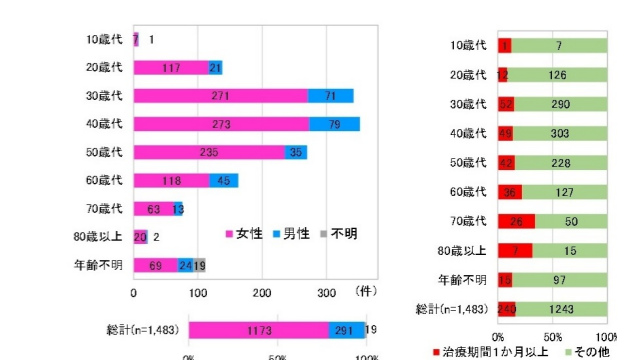


図5. 性別・年齢別の件数（n=1,483）



⁵ 皮膚を美化し、体型を整えるなどを目的とするエステティックにおける手技は今回対象から外した。



毎週 水・水・木
曜日 午後 10:00

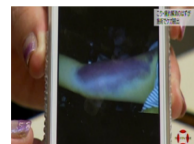
No.3768 2016年2月10日(水)

“肩こり解消”で思わぬ被害！？ ～癒やしブームの陰で何が～

長年、肩こりに悩まされている、50代の女性です。



被害にあった女性
「肩こりがすごく、つらかったので、本当に軽い気持ちで。」



肩のこりをほぐす施術を受けたところ、全治1か月の重い症状に見舞われました。



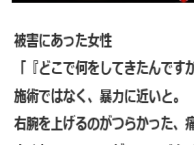
2人がかりで施術を行いました。1人が体を押さえ、もう1人が肩から腕にかけて、全身の体重をかけるように強く押し続けました。



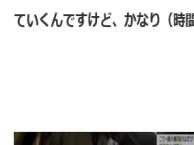
被害にあった女性
「激痛が走ったんです。『痛い』って言いました。『やめてください』って感じでした。」



翌朝、右腕は内出血を起こして、変色していました。強く押されたせいで、毛細血管が破裂していたのです。整形外科に通い、治るまでに1か月かかりました。



被害にあった女性
「『どこで何をしましたんですか』って、ちよっと驚きました、先生のほうも。施術ではなく、暴力に近いと。右腕を上げるのがつらかった、痛いという。青くなっているのが、下にとんとん下がっていつから、色が黄色くなって溝ができていくんですけど、かなり（時間か）かかりましたね。」



中には、施術を受けたことで、仕事を辞めざるを得なくなった人もいます。関西地方に住む、60代のこの男性は、脊髄を損傷する大けがをしました。



被害にあった男性
「だんだんひどくなってくる。」



男性は、全身の痛みとしびれに苦しめられています。痛みを少しでも紛わせようと、家の中を歩き続けています。

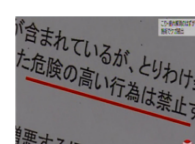


被害にあった男性
「座らないようにしてる、しんどいから。しびれがきつくなる。横になつて寝ることができない。」

部品工場で、立ち仕事をしていた男性



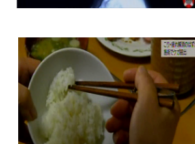
首を治せば、案になると言われ、首を左右に急回転させました。しかし、帰宅後、全身の激しい痛みに襲われたといいます。



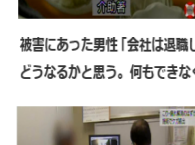
けい椎を急激に回転させる施術は危険な技として、以前から厚生労働省も禁止するよう、業界に通知していました。



男性は、整形外科で脊髄損傷と診断されました。手術しましたが、回復は困難と見られています。



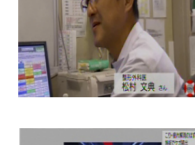
以来、全身の痛みとしびれが片ときも消えず、食事の時は、介助者を必要としています。細かい作業ができなくなり、工場の仕事は辞めざるを得ませんでした。



被害にあった男性「会社は退職しました。手が動かないから。先は心配というか、どうなるかと思う。何もできなくなったから、毎日がしんどいですね。」



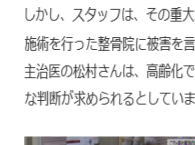
男性が月に1度通っている、整形外科です。**整形外科医 松村文典さん「しびれきつい。」**
被害にあった男性「だんだんきつくなってくる。」



医師の松村文典さんは、男性の症状が悪くなった原因は、持病が見逃されたことも大きく関わっていると考えています。



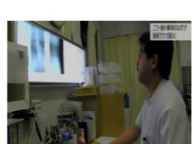
男性は、首のじん帯が骨のように固まり、脊髄を圧迫する病を患っていました。高齢者が発症しやすい病です。右腕のしびれは、そのサインだったと見られています。



本来、病院に転送することも含め、慎重に見極めるべきでした。しびれなどには、重篤な疾病が隠れている可能性があるからですが、スタッフは、その重大なサインを見逃してしまいました。男性は、施術を行った整骨院に被害を言い出せないまま、この苦しみを一人抱えています。主治医の松村さんは、高齢化で持病を抱える人が増える中、施術には、より慎重な判断が求められるとしています。



整形外科医 松村文典さん
「痛みとか、いろんなしびれとか、そういうもの原因は一体何かということ、まず念頭に置いて、いろんな施術をしていかないといけない。」
(男性の)生活がある意味、奪った部分があるわけですので、そういったことはやっぱり許されない部分じゃないか。」



この問題に、いち早く取り組んできた、整形外科医の喜多保文さんです。慎重であるべき人体への施術を、深い知識を持たないまま行っていることが、被害につながっていると考えています。



整形外科医 喜多保文さん
「人間の体に力かける、もむ、押す。こういう行為をしている人もいれば、すれば危険な人もいます。施術をしている人間が医学を知らない。人間の体、人体構造を知らない。」

安易な気持ちで施術をかけている例が、とても多いです。」

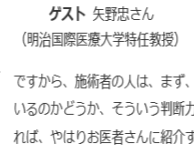
なぜ、こうした被害が絶たないのか。背景にあるのは、1兆円に迫る市場の拡大です。消費者のニーズを受け、街には施術所や店舗が競い合うよう出ています。

“肩こり解消”で思わぬ被害 癒やしブームの陰で何が？

— ●気持ち良くならない・リラックスしたいと思って、受けた施術によって、さまざまな深刻な被害も出ている 持病を持っている方は気をつけられない？



本当にそうですね。肩こりというふうに、身近な症状なんですけど、その背景には、いろんな器質的な病気も隠れていますので、それをしっかりと見極めて、適切な施術をしていかないと、やはり被害が起こってしまうということになります。



ゲスト 矢野忠さん
(明治国際医療大学特任教授)

ですから、施術者の人は、まず、やろうとする施術が果たして、この人に適しているのかどうか、そういう判断力を身につけておくべきだろうし、適さないと思ったら、やはりお医者さんに紹介する。もし適するという形で判断するとすれば、その人の肩こりを、どういう手技でやったらよく取れるのか、あるいは、その強さはどうしたらいいのか、施術時間をどの程度にしたらいいのか、また、年齢あるいは男女、そういうことを総合的に判断して、その人に合った施術を提供すれば、そういった被害は起こることがなくなるんじゃないかと。その辺りのところの施術者の能力、技術、そういったところが問題ではないかというふうに思っております。

— ●丁寧な問診、あるいは触診など、本来ならしなければいけない？

そうですね。肩こり、そこに施術をする。安全ではないかというふうに思われがちなんですけれども、施術そのものが、かなり安全性が高いといっても、それをどう用いるか、用い方によっては害が起こってしまう。



やはり人体になんらかの働きかけをするっていうことは、本来は危険性を持っている、その危険性をいかに排除し、安心・安全の施術を提供できるか。そこところが、やはり教育、それから、もうひとつは、やはりリスクマネジメントですね。